

## 第4章 計画の内容

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた理解・普及の促進

#### 【現状と課題】

男女共同参画の実現は、すべての市民が男女共同参画に対して興味・関心を抱き、高い意識を持つ必要があります。本市では、これまで多岐にわたって取り組みを進めてきており、少しずつ男女共同参画の考え方が浸透しているものの、高い意識をすべての市民が持てていない状態です。

令和4年の市男女共同参画アンケート調査によると、男女の平等感について、「男性の方が非常に優遇されている」、「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合が「社会通念、慣習・しきたり」71.3%、「政治や行政の政策・方針決定の場」64.5%、「社会全体として見た場合」64.0%、「家庭生活」51.4%の順で高く、平等と答えた人の割合が低い状況にあります。

また、男女共同参画に関連する言葉の認知度（「内容まで知っている」と「聞いたことはあるが内容までは知らない」の合計）については、「育児休業制度・介護休業制度」89.3%、「イクメン<sup>※1</sup>」85.4%、「男女雇用機会均等法」80.8%、「男女共同参画社会」72.6%、「ジェンダー<sup>※2</sup>」70.6%の順で高くなっていますが、これら以外の言葉については依然として低い状況にあります。

このため、家庭や地域社会などあらゆる場面において、男女共同参画を実現していくためには、これまで以上に男女平等および男女共同参画の意識を浸透させていく必要があります。あらゆる機会を通じた積極的な広報・啓発や学習機会の充実を図るとともに、子どもの頃から、そういった考え方と身近に触れられるよう、学校教育における男女共同参画の学習の更なる充実を目指します。

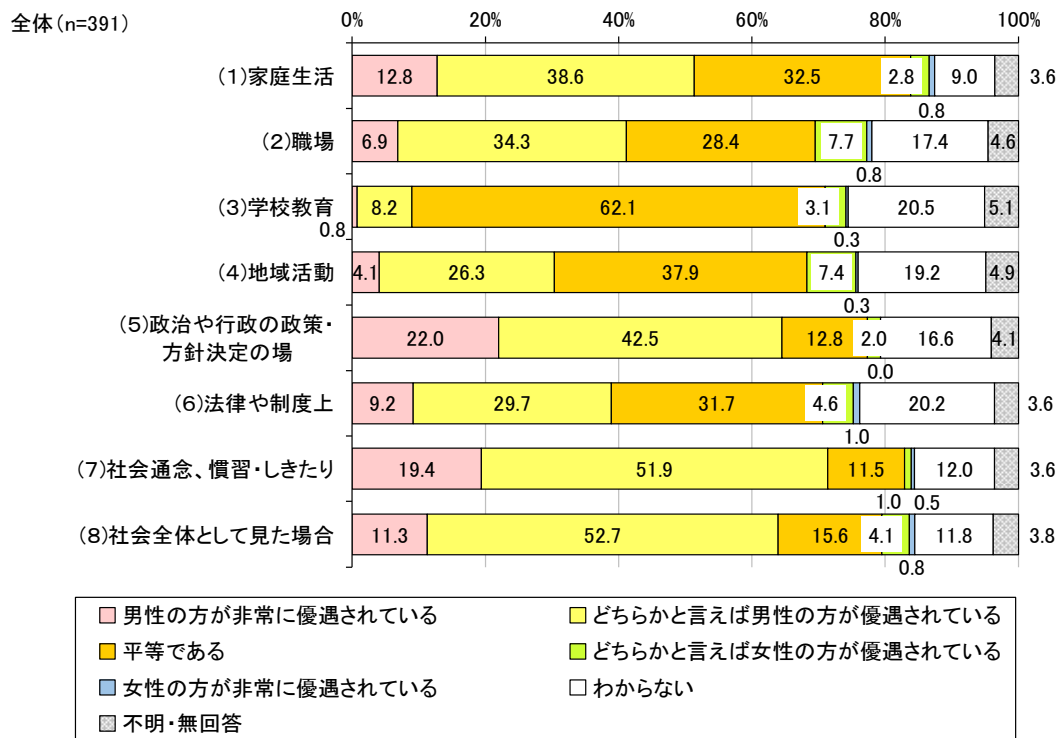
※1 イクメン

子育てする男性(メンズ)の略。単純に育児中の男性というよりはむしろ「育児休暇を申請する」「育児を趣味と言ってはばからない」など、積極的に子育てを楽しみ、自らも成長する男性を指す。

※2 ジェンダー

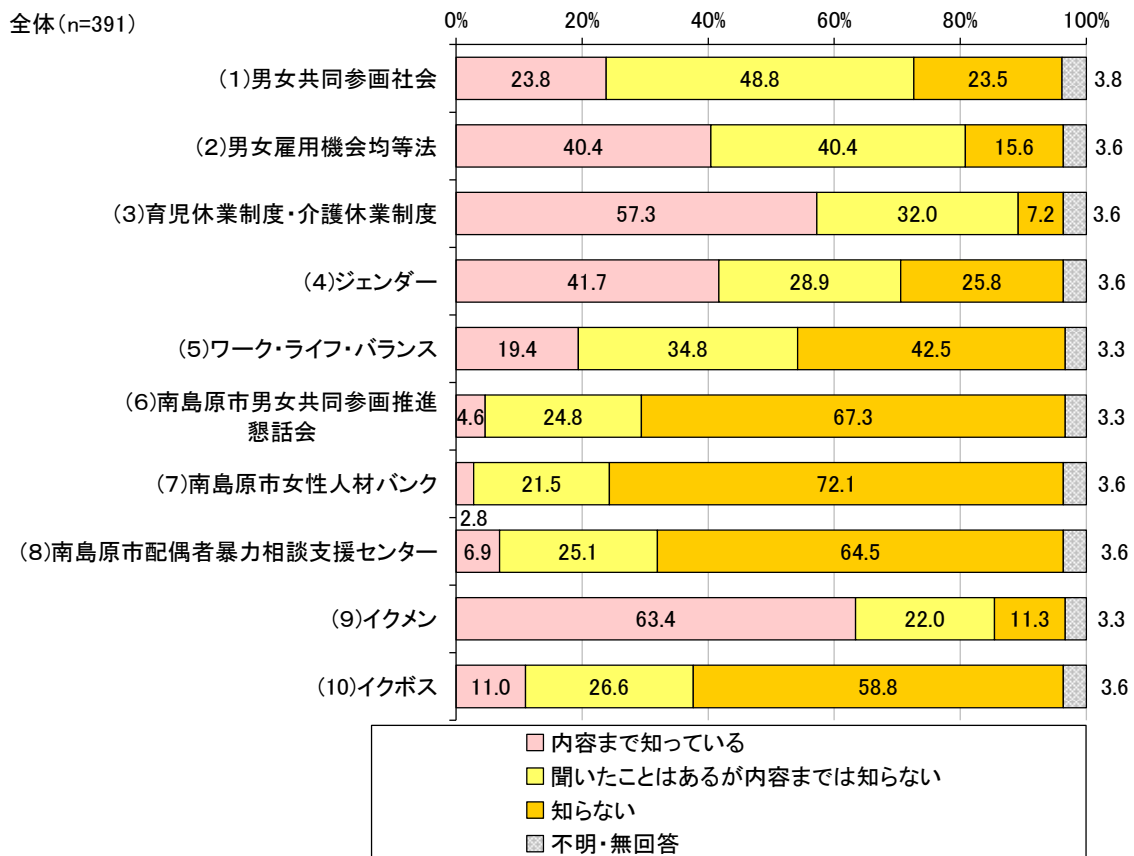
「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）と言う。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

## ●社会全体における男女の平等感



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（令和4年）」

## ●男女共同参画に関連する言葉の認知度



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（令和4年）」

## 全市的展開による広報・啓発の推進

### (1) 多様な媒体を活用した広報・啓発の強化

#### ①多様な媒体を活用した積極的な情報発信（市民課）

男女共同参画に関する情報の収集に努め、広報紙やホームページなどの多様な情報発信の媒体を活用し、積極的に情報提供します。また、「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」など多様な機会を活用し、普及啓発を図ります。

#### ②男女共同参画の視点に立った広報物づくり（総務秘書課・関係各課）

市の広報物を作成する際は、男女共同参画の視点に立ち、適切な表現を用いた紙面づくりを行います。また、市が実施する各種調査や統計については、男女別のデータに留意し、的確なデータ分析・公表を行います。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	72.6%	83.0%	市民課
広報紙、ホームページを通じた情報発信数（回／年）	1回	3回	市民課

### (2) 学習機会の充実

#### ①啓発講座等の開催（市民課）

男女共同参画について市民が深く理解し、男女の固定的役割分担意識※1を解消できるよう、啓発講座等を実施して学習機会の充実を図ります。また、性的マイノリティ※2等、性の多様性についても正しい理解や認識が得られるよう、講座等を通し啓発に取り組みます。

※1 固定的役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにもかかわらず「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※2 性的マイノリティ

性別違和（「体の性」と「心の性」が一致しない状態）の人や、恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう人（同性愛、両性愛）、身体的な性別が不明瞭な人などのこと。

## ②生涯学習としての学習機会の充実（生涯学習課）

地域と連携しながら学習の機会と内容の充実を図るとともに、学習の成果を社会に還元できるような環境づくりに取り組みます。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
啓発講座の開催回数（回／年）	1回	3回	市民課
女性講座（公民館講座）の開催講座数（回／年）および参加者数（人／年）	21回 266人	25回 300人	生涯学習課

## （3）各種団体等と連携した普及の推進

### ①各種団体等への出前講座の実施（市民課）

男女共同参画を推進するため、地域や各種団体、民間企業、学校等において広く出前講座を実施し、市内における学習機会の充実を図ります。

### ②あらゆる機会を通じた男女共同参画の啓発推進（市民課・関係各課）

各種団体等と連携しながら、地域での会議や集まりの場等あらゆる機会を通じて男女共同参画の視点の配慮及び啓発を推進します。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
各種団体等への出前講座開催回数（回／年）	0回*	2回	市民課

\*令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により未開催。

## （4）調査・研究の実施

### ①市民意識調査の実施（市民課）

南島原市男女共同参画推進懇話会との連携を図りながら、男女共同参画に関する情報収集や市民意識調査を実施し、男女共同参画社会の実現に向けて本市が抱える課題等の調査・研究を行います。

## 学校教育における啓発の推進

### (1) 学校における教育・学習の充実

#### ①男女平等教育の推進（学校教育課）

児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等、他者との対等な関係づくり、家庭生活の大切さなど、男女共同参画に関する考え方を学ぶ授業を行います。

#### ②生涯を見通したキャリア教育の推進（学校教育課）

児童生徒が性別にとらわれることなく、主体的に自らの生き方や進路を選択することができるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を推進します。

#### ③教職員の研修会等への参加（学校教育課）

県教育委員会と連携し、教職員を対象とした男女共同参画に関する研修会等への参加と理解を促進します。

### (2) 適切な性教育の実施

#### ①発達段階に応じた適切な性教育の実施（学校教育課・こども未来課）

身体や健康に関する科学的知識や生命の大切さを学ぶ性教育とともに、妊娠や出産に関する医学的・科学的に正しい知識を身につけて命の尊さや家族の大切さなどを学ぶ性教育（いのちの学習）を、児童生徒の発達段階に応じて実施します。また、「性と生殖に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）※1に関する意識向上のための周知・啓発を推進します。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
いのちの学習を実施する中学校数（校）	6校	8校	こども未来課

### (3) 配偶者等からの暴力（DV）予防教育の実施

#### ①DV予防教育の実施（学校教育課・こども未来課）

配偶者からの暴力やデートDV※2の防止といった、DV被害の防止に向けて、学校における予防教育を実施します。

※1 「性と生殖に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

生殖に関する「健康」と「権利」のこと。「健康」としては、安全で満足できる性生活、安全な出産などが、「権利」としては、避妊・妊娠・中絶・出産の過程において、自ら「いつ」、「何人」、「子どもを産むか、産まないか」を決定する自由、性・生殖に関する適切な情報とサービスを得られる権利などがあげられる。

※2 デートDV

恋人からの暴力行為のこと。

## 基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和による男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

平成 28 年に女性活躍推進法が全面施行され、女性も自らが望む範囲で職業生活を営み、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指す必要があります。このことは、少子高齢化が進む本市が、社会経済情勢が急速に変化していく中で持続可能な社会を構築するために重要なテーマとなっています。そういった社会環境を形成するためには、男女がともに協力しあい、家事や育児、介護などの家庭生活や地域活動と仕事を調和させることが不可欠です。

令和 4 年の市男女共同参画アンケート調査では、家庭生活における夫婦の役割分担についての考え方についてみると、全体で「夫婦とも仕事を持つが、家事等も夫婦で分担すべき」が 43.7%、「夫婦の役割は固定しない」が 28.1%となっており、あわせて 71.8%を占めています。

一方、家庭内での役割分担と意思決定についてみると、食事のしたくや掃除、洗濯などの家事や育児の項目において「主として妻」または「どちらかと言えば妻」の割合が高く、女性の方が家庭生活における家事や育児などの負担が大きい状況がみられます。

さらに、ワーク・ライフ・バランスの望ましい形と現在の状況についてみると、女性にとっても、男性にとっても、ともに望ましい形は「家庭生活または地域活動と仕事を両立」が 70%前後となっているのに対し、現在の状況では 40%程度となっています。

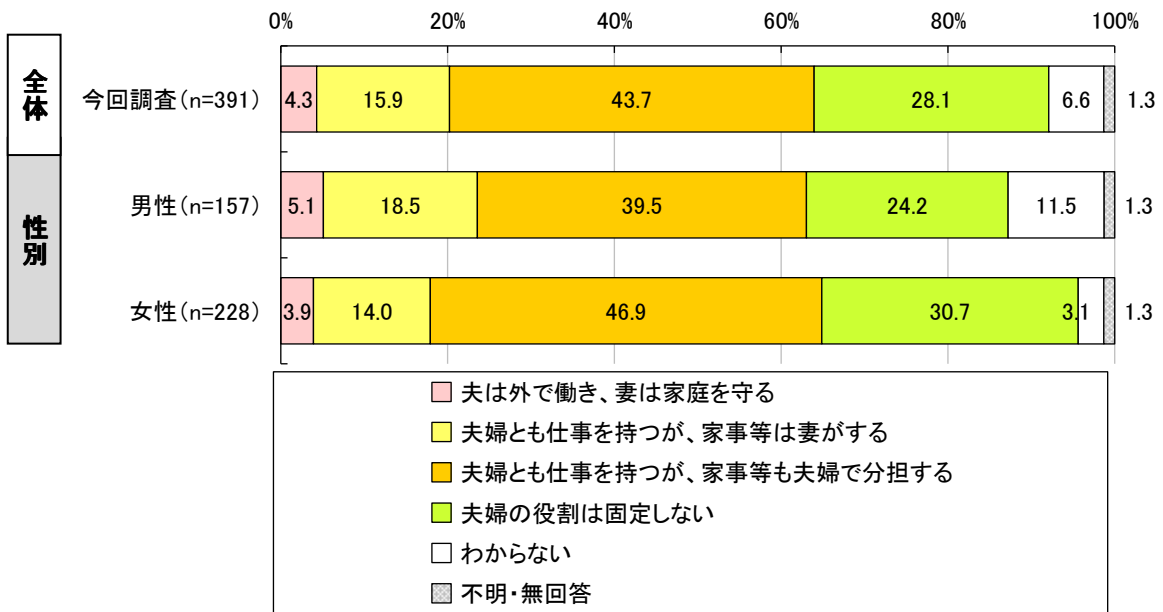
男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なことについての質問では、「労働時間の短縮、フレックスタイム制(自由勤務時間制)<sup>※</sup>、在宅勤務制度を導入する」「女性が働くことに対する、家族や職場などの周囲の理解・協力を深める」がともに 32.0%と最も高く、次いで「男性が家事や育児、介護へ参加する」が 31.5%、「育児や介護のための施設やサービスを充実する」が 26.9%となっており、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備と女性が働くことへの理解・協力が特に望まれている傾向がうかがえます。

これらの調査結果を踏まえても、職場などにおいて「ワーク・ライフ・バランス」の理解と意識の浸透を図っていくとともに、働き方の見直しや誰もが働きやすい環境の整備を促していくことが重要です。また、子育てや介護等の支援を充実し、仕事と両立するための基盤づくりを行う必要があります。そして、家庭内においても性別による役割分担を固定化させることなく、男女ともに家事や育児、介護へ主体的に参加する意識を形成していかなければなりません。

※ フレックスタイム制(自由勤務時間制)

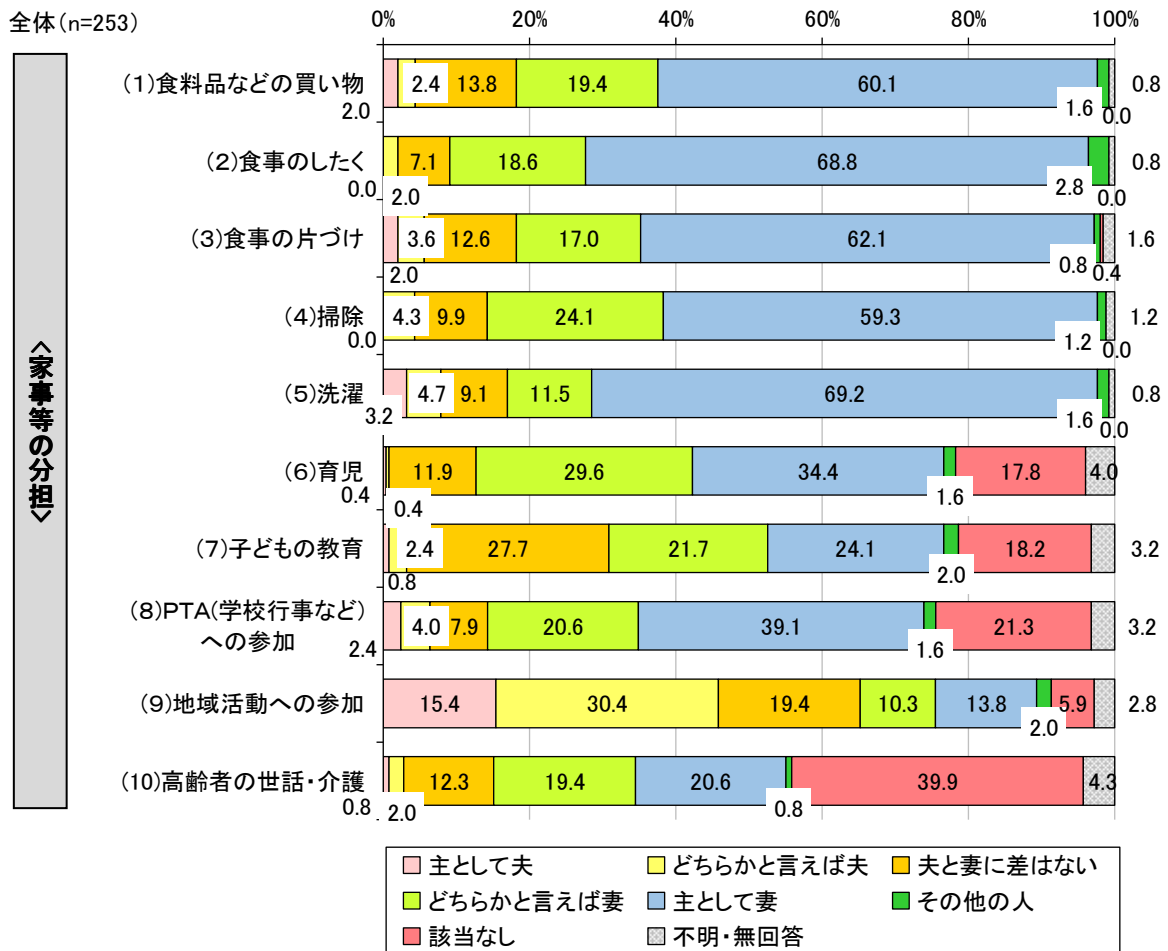
変形労働時間制の一つで、労使間の協定により、一定期間の総労働時間を定め、その範囲内で出勤時間や退社時間を自由に選択できる制度のこと。

●家庭生活における夫婦の役割分担についての考え方



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（令和4年）」

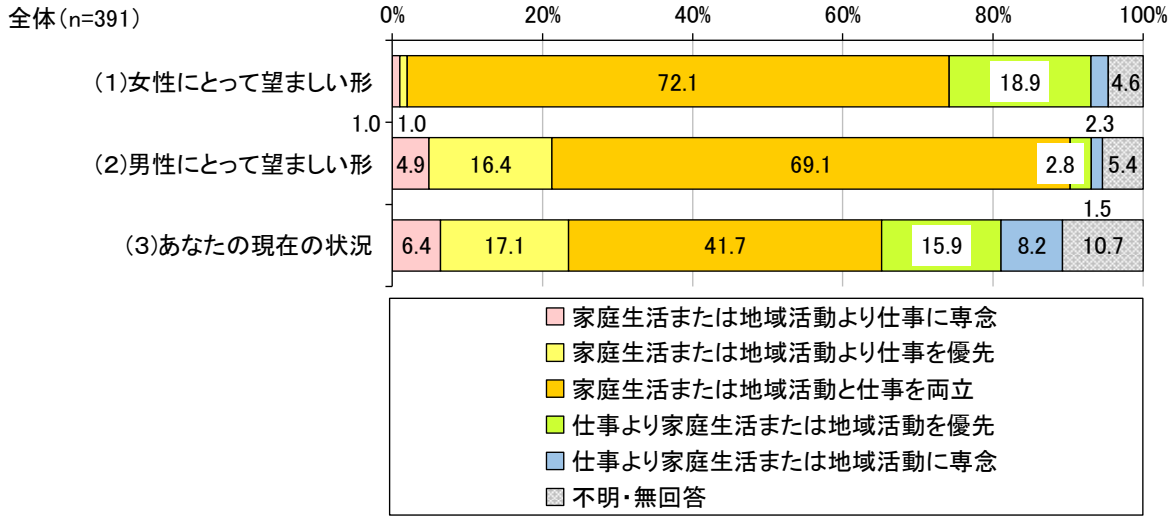
●家庭内での役割分担



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（令和4年）」



●ワーク・ライフ・バランスの状況



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（令和4年）」

●男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこと（3つまで選択）

単位：%		を是正する	在宅勤務制（自由勤務時間制）を導入する	労働時間の短縮、フレックスタイト制	「育児休業制度・介護休業制度」の取得を促進する ※	「子の看護休暇制度」の取得を促進する	「配慮する子育て時期などにおける転動に	男性が家事や育児、介護へ参加する	女性が働くことに対する理解・協力を深める	育児や介護のための施設やサービスを充実する	再雇用・出産などによる退職者の再雇用・制度を普及促進する	結婚・出産などによる退職者の再雇用・制度を普及促進する	就職情報を積極的に提供する	男性、女性ともに自覚や意欲・能力を向上させる	その他	特に必要なことはない	不明・無回答
全体(n=391)		26.3	<b>32.0</b>	24.0	23.5	13.8	31.5	<b>32.0</b>	26.9	24.8	9.5	18.4	2.8	5.1	3.3		
性別	男性(n=157)	<b>29.3</b>	<b>36.9</b>	23.6	19.1	14.0	26.1	28.0	22.3	25.5	10.2	19.7	3.2	7.0	3.2		
	女性(n=228)	24.6	28.9	24.6	26.8	14.0	<b>36.0</b>	<b>33.8</b>	29.8	24.6	8.3	17.1	2.6	3.5	3.5		
年代別	20歳代(n=48)	29.2	<b>39.6</b>	31.3	16.7	20.8	37.5	16.7	16.7	<b>43.8</b>	12.5	8.3	2.1	2.1	4.2		
	30歳代(n=48)	14.6	<b>45.8</b>	27.1	20.8	8.3	<b>33.3</b>	22.9	25.0	27.1	4.2	14.6	4.2	12.5	0.0		
	40歳代(n=59)	20.3	<b>33.9</b>	25.4	30.5	8.5	32.2	<b>33.9</b>	<b>35.6</b>	13.6	11.9	20.3	5.1	3.4	1.7		
	50歳代(n=66)	33.3	28.8	15.2	28.8	12.1	<b>39.4</b>	<b>40.9</b>	30.3	19.7	7.6	21.2	1.5	1.5	0.0		
	60歳代(n=79)	27.8	<b>30.4</b>	21.5	27.8	17.7	20.3	<b>34.2</b>	25.3	27.8	8.9	19.0	1.3	5.1	3.8		
	70歳代(n=90)	27.8	23.3	26.7	16.7	14.4	<b>30.0</b>	<b>35.6</b>	26.7	21.1	11.1	22.2	3.3	6.7	7.8		

【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（令和4年）」



## 仕事と生活の調和の推進と働き方の見直し

### (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方の普及

#### ①ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の推進（市民課）

ワーク・ライフ・バランスに関する啓発講座等を行い、ワーク・ライフ・バランスの認知度を高め、男女ともに仕事と生活の調和がとれた暮らしの普及促進に努めます。また、「男女共同参画週間<sup>※1</sup>」（6月23日～29日）をワーク・ライフ・バランスウィークと定め、この期間を中心に広報紙やホームページなどを活用し、情報発信を積極的に行います。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの参加者数（人／回）	0人*	30人	市民課

\*令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により未開催。

### (2) 家庭内での固定的役割分担の解消

#### ①広報・啓発の充実（市民課）

根深く残る家庭内での固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）<sup>※2</sup>を解消し、家庭においてコミュニケーションをよく図ったうえで男女が対等に役割分担を行えるよう、広報・啓発の充実に努めます。

#### ②男性の家事・育児参画の促進（市民課）

厚生労働省が実施している「男性の家事・育児・介護に関するキャンペーン」等についての周知・啓発をはじめ、男性の意識啓発を目的とした広報や情報提供を行い、男性の家事や育児への参画を促進する取り組みを進めます。

※1 男女共同参画週間

毎年6月23日から6月29日までの1週間であり、「男女共同参画社会基本法」の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるために設定されている。この週間には国や地方公共団体、各種団体により様々な啓発事業等が行われる。

※2 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

「無意識の偏ったモノの見方」のこと。性別だけでなく世代や学歴、出身など、人の「属性」だけで相手を決めつけてしまう、誰もが潜在的に持っている無意識での思い込みのことを指す。

### (3) 働き方の見直しと多様な働き方ができる環境づくりの促進

#### ①働き方の見直しに関する情報提供と周知・啓発（商工振興課・市民課）

長時間労働の抑制や労働時間の短縮、フレックスタイム制の導入、在宅勤務（テレワーク※等）の普及など、働き方の見直しの必要性について、国や県と連携して企業等への情報提供や周知・啓発に努めます。また、パートタイム労働等の非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換支援の促進についての周知・啓発に努めます。

#### ②休業・休暇制度の導入に向けた普及促進（商工振興課・市民課）

育児休業制度・介護休業制度をはじめ、子育てや介護などに伴う休暇制度の導入について、国や県と連携して企業等への情報提供や周知・啓発に努めます。

### (4) 市における仕事と生活の調和の推進

#### ①長時間労働の抑制（人事課）

「南島原市特定事業主行動計画」に基づき、管理職員への周知徹底や業務の効率化を高め、超過勤務のさらなる縮減に取り組みます。

#### ②育児・介護休業、休暇の取得（人事課）

「南島原市特定事業主行動計画」に基づき、職員が育児休業及び介護休業等を取得しやすい職場環境づくりを行います。特に、男性職員が配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を取得しやすい環境づくりに努め、休暇の取得を促します。

※ テレワーク

ICT（情報通信技術）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことで、Tel（離れて）とWork（仕事）を組み合わせた造語。通常勤務しているオフィスから離れた場所で、ICTを使って仕事をする。テレワークには、自宅で働く在宅勤務、移動中や出先で働くモバイル勤務、本拠地以外の施設で働くサテライトオフィス勤務などがある。

## 子育てと介護の支援の充実

### (1) 子育て支援の充実

#### ①保育のための施設やサービスの充実（こども未来課）

子育てと仕事の両立を支援するため、保護者の多様なニーズに対応した延長保育や一時保育などの保育サービス等の充実を図るとともに、保育所等の整備を推進し、待機児童ゼロの維持に努めます。また、放課後児童クラブの充実を促進します。

#### ②地域子育て支援の充実（こども未来課）

地域子育て支援センターを中心に地域で子育てを支援する環境を整え、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行い、子育て支援の充実を図ります。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
放課後児童クラブ数（か所）	26 か所	26 か所	こども未来課
地域子育て支援センター数（か所）	15 か所	16 か所	こども未来課

### (2) 介護支援の充実

#### ①介護支援の充実（福祉課）

介護と仕事の両立を支援するため、介護者が身近に相談できる体制を整え、介護予防を含めた介護サービスの整備を推進して、介護者の介護負担軽減に向けた支援の充実を図ります。

#### ②介護の予防（福祉課）

元気な高齢者を増やして介護そのものを予防するため、フレイル※<sup>1</sup>や認知症予防のための講話や健康リスクを抱える人への理学療法士※<sup>2</sup>による運動指導等の実施、パンフレットの配布等を行い、介護予防に関する基本的な知識の普及・啓発を推進して自主的な介護の予防につなげます。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
高齢者の特性を踏まえた介護予防事業参加延人数（人）	754 人	1,300 人	福祉課

※1 フレイル

「加齢により心身が老い衰えた状態」のこと。

※2 理学療法士

ケガや病気などで身体に障害のある人や障害の発生が予測される人に対して、基本動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、および障害の悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法（温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの）などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職のこと。

## 基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍

### 【現状と課題】

男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、ともに責任を担う男女共同参画社会を実現するためには、政策・方針決定過程の場をはじめとする社会のあらゆる分野における活動への女性の参画を進めることが重要です。あらゆる分野で男女平等の視点を取り入れることによって、新しい価値の創造や女性の意欲の向上、社会環境の向上が期待できます。

しかし現状では、政策・方針決定過程の場をはじめとする社会の多くの分野において、女性の参画が依然として少ない状況にあります。本市の審議会委員等への女性の登用率は20%前後で推移しており、市職員における管理職に占める女性の割合は、5%程度にとどまっています。

女性の参画を拡大していくためには、性別による固定的役割分担意識の解消や仕事と生活の調和の浸透など、社会全体の意識改革を進めるとともに、女性の能力向上や積極的に参画する人材確保などにも取り組む必要があります。

#### ●審議会等における女性委員の登用状況（経年）

	審議会等数	委員総数	うち女性委員数	女性委員比率	女性のいない審議会等数
平成19年	17	273	48	17.6%	3
平成20年	21	319	37	11.6%	7
平成21年	20	293	39	13.3%	6
平成22年	19	280	30	10.7%	6
平成23年	21	309	37	12.0%	5
平成24年	22	262	37	14.1%	6
平成25年	41	529	111	21.0%	7
平成26年	39	524	115	21.9%	6
平成27年	44	614	107	17.4%	6
平成28年	42	624	117	18.8%	6
平成29年	43	645	127	19.7%	5
平成30年	44	634	125	19.7%	8
令和元年	45	645	124	19.2%	1
令和2年	45	637	133	20.9%	7
令和3年	46	617	136	22.0%	9
令和4年	45	622	140	22.5%	5

【出典】内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

●市の職務上の地位及び管理的地位にある職員に占める女性の割合（各年4月1日現在）

	係長及び課長補佐相当職			管理職		
	総数	うち女性	比率	総数	うち女性	比率
平成19年	375	82	21.9%	91	9	9.9%
平成20年	380	82	21.6%	79	8	10.1%
平成21年	376	82	21.8%	64	3	4.7%
平成22年	387	87	22.5%	61	4	6.6%
平成23年	382	86	22.5%	58	3	5.2%
平成24年	378	83	22.0%	57	3	5.3%
平成25年	381	87	22.8%	57	3	5.3%
平成26年	370	83	22.4%	54	3	5.6%
平成27年	354	80	22.6%	52	2	3.8%
平成28年	332	73	22.0%	53	1	1.9%
平成29年	321	70	21.8%	56	1	1.8%
平成30年	314	68	21.7%	56	1	1.8%
令和元年	295	64	21.7%	57	2	3.5%
令和2年	287	60	20.9%	56	0	0.0%
令和3年	236	49	20.8%	53	1	1.9%
令和4年	225	47	20.9%	51	3	5.9%

【出典】内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

●企画や方針を検討するような場へ女性が参画するために必要なこと（3つまで選択）

単位：%		性的差別意識を改める	家庭・職場、地域における役割分担	男性優位の組織運営を改める	家族の支援・協力が得られるようにする	女性の能力を向上させる機会を増やす	女性のネットワークを支援する	女性の意識を高める	女性の参画を積極的に進めようとする	その他	特に必要なことはない	不明・無回答
全体 (n=391)		52.2	41.9	47.1	27.9	28.4	21.0	29.7	2.6	7.2	2.8	
性別	男性 (n=157)	54.1	43.3	45.2	26.8	24.2	21.0	32.5	2.5	10.2	2.5	
	女性 (n=228)	50.9	41.2	48.7	28.1	31.6	21.1	28.1	2.2	4.8	3.1	
年代別	20歳代 (n=48)	50.0	41.7	41.7	37.5	41.7	12.5	37.5	2.1	2.1	0.0	
	30歳代 (n=48)	54.2	35.4	41.7	10.4	31.3	8.3	22.9	0.0	12.5	4.2	
	40歳代 (n=59)	47.5	47.5	50.8	23.7	20.3	27.1	30.5	3.4	3.4	1.7	
	50歳代 (n=66)	57.6	54.5	56.1	22.7	31.8	21.2	13.6	1.5	9.1	0.0	
	60歳代 (n=79)	51.9	41.8	44.3	32.9	29.1	24.1	38.0	2.5	7.6	1.3	
	70歳代 (n=90)	52.2	32.2	45.6	34.4	22.2	25.6	32.2	4.4	7.8	7.8	

【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（令和4年）」

## 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大

### (1) 審議会等への女性の参画推進

#### ①市審議会等委員への女性の登用促進（市民課）

公募委員の募集における女性の積極的な選考や、団体推薦委員における女性の推薦について関係団体へ協力を求めるなどの取り組みを推進します。

#### ②女性の人材発掘及び人材情報の提供（市民課）

審議会等への女性の参画を推進するため、女性人材バンクを通じて各分野で活躍する女性を発掘し、個人情報の保護に配慮しながら積極的に人材の情報を提供します。

また、女性人材バンク登録者に対しては、各種研修会等の案内や参画に関する情報提供を積極的に行います。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
審議会等委員への女性の登用率（％）	22.0%	33.3%	市民課
女性人材バンクの登録者数（人）	133人	150人	市民課
女性人材バンクからの委員登用数（人）	19人	30人	市民課

### (2) 企業・各種団体等における女性の参画促進

#### ①女性の積極的な参画に向けた啓発の促進（市民課）

企業や各種団体等における女性の積極的な参画に向けて、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業に対して行う厚生労働省の「えるぼし」認定制度など、女性の登用や女性人材の育成などに関する情報の提供を行い、周知・啓発を促します。また、男女労働者の間に生じている格差を解消するために、企業等が積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※に取り組むよう、関係機関、関係団体と連携しながら、啓発を進めます。

※ 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

### (3) 市における管理職等への女性の登用推進

#### ①女性職員の管理職への登用推進（人事課）

「南島原市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の管理職への登用を推進するため、各役職段階における人材プールを念頭に置いた人材育成を行います。

また、女性職員の管理職へ登用率を高めるためには、全職員に対する女性の割合を高めることも必要であり、採用試験の女性受験者・合格者の拡大に向け、SNS※1等を活用した積極的な広報活動を行い、女性職員の採用率の向上に努めます。

#### ②市職員の能力向上のための研修の実施（人事課）

個々の能力の向上を図るための研修を行い、採用後からの計画的なキャリア形成に取り組み、さらなる女性登用に向けた能力開発を図ります。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
市職員の女性管理職の登用率（％）	1.9%	13.0%	人事課
女性の採用試験の受験率（％）	17.1%	40.0%	人事課

## 施策の方向性2

### 農業・水産業・商工業等自営業における女性の参画推進

#### (1) 女性の経営参画推進

##### ①家族経営協定※2の普及促進（農林課）

家族経営協定の普及を促進し、男女が対等なパートナーとして経営に参画できる環境づくりに努めます。

#### ※1 SNS

「Social Networking Service」の略称で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービス。

#### ※2 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めること。



## ②農林漁業体験民泊受入による女性の参画推進（観光振興課）

農林漁業体験民泊の受入を促進し、民泊事業の運営方針決定等への女性の参画を推進します。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
家族経営協定の新規締結数（組）	6組	10組	農林課
農林漁業体験民泊の新規登録軒数（軒）	3軒	10軒	観光振興課
民泊に関する研修会・講習会への女性参加者数（人/年）	26人	30人	観光振興課

## （2）女性リーダーの育成促進

### ①女性農業者研修会の実施（農林課）

県等と連携し、女性農業者に対して、経営管理能力の向上やスマート農業等の技術習得を図る研修を行います。

### ②女性リーダー育成セミナーの実施（商工振興課）

商工会等と連携し、各組織においてリーダーシップを発揮できる女性人材の育成を目的とした講演会や女性リーダー育成セミナーを実施します。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
女性農業者研修会の開催回数（回/年）	2回	3回	農林課
商工会女性部研修会の開催回数（回/年）	2回	2回	商工振興課

## 施策の方向性3

## 女性の就労支援

### （1）女性の再就職支援・起業支援

#### ①女性の再就職支援（商工振興課・市民課）

子育てや介護等で一度仕事をやめた人の再就職を支援するため、就職情報の提供や、相談窓口の周知・啓発を図ります。

#### ②女性の起業支援（商工振興課・市民課）

起業に関する情報の提供や、南島原市創業支援事業補助金を活用し、市内で起業を目指す女性を支援します。

## (2) 女性の職業能力開発への支援

### ①女性の職業能力開発への支援（商工振興課・市民課）

国や県と連携し、就業を希望する女性が職業能力を開発するための機会や情報を提供するなど、女性の就業促進につながる支援を行います。

## 施策の方向性4

### 地域づくりへの女性の参画推進

#### (1) 女性の人材育成

##### ①地域における女性リーダーの育成（市民課）

女性人材バンクを通じて、地域で活躍する人材の発掘を行い、地域における女性リーダーの育成を推進します。

##### ②地域で活動する女性のための講座の実施（市民課）

地域における女性の参画推進を目的とした男女共同参画に関する出前講座を実施して周知・啓発に努め、自治会などの地域で活動する団体における政策・方針決定過程への女性の参画促進につなげます。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
女性人材バンクの登録者数（人）※再掲	133人	150人	市民課

#### (2) 地域団体との連携

##### ①地域団体との連携及び活動の支援（市民課）

地域や地域の女性団体等と連携して男女共同参画についての周知・啓発を行い、地域や女性団体等が行う男女共同参画の推進に向けた取り組みを支援します。

## 基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

### 【現状と課題】

配偶者等からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント※、パワー・ハラスメント等の各種ハラスメント、性犯罪などの女性に対する暴力が社会問題となっていますが、犯罪行為も含む決して許されない重大な人権侵害です。これらの女性に対する暴力は、経済力の格差や上下関係など、社会的状況に起因するという実態もあり、男女共同参画社会を実現する上でも克服すべき重要な課題です。

女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会づくりに向けた意識啓発や人権を尊重する教育にいっそう充実して取り組んでいく必要があります。また、本市は配偶者暴力相談支援センターを開設し、被害者の相談・支援を行っています。令和元年度の長崎県全体での調査によると、DV被害にあった男女のうち40.4%が「どこ（誰）にも相談しなかった（できなかった）」と回答しています。被害者に対する相談・支援の充実とその周知をより強化していくことが必要です。

男女がともに生涯にわたり健康を維持し、一人ひとりが生き活きと暮らすためには、身体的な性差やライフステージ等による心身の変化についての正しい知識を身につけたうえで健康管理を行っていくことが重要であり、正確な知識や情報の提供、健康診査などの健康管理を支援する取り組みが必要です。心身や健康に関する性別の違いを知識として身につけることは、自身の健康維持はもとより、他者との違いを理解し、互いの人権を尊重することにつながります。

また、男女共同参画社会は、誰もがひとりの人間として尊厳され、皆が共生する社会です。ひとり親家庭や高齢者、障がいのある人、性的マイノリティなど、多様な背景を抱える人々が、悩みや不安なく安心して暮らすことができ、さらにそれぞれの個性を活かして地域やまちに参加ができるよう、人権尊重の観点からきめ細やかな配慮や支援、環境整備を行う必要があります。

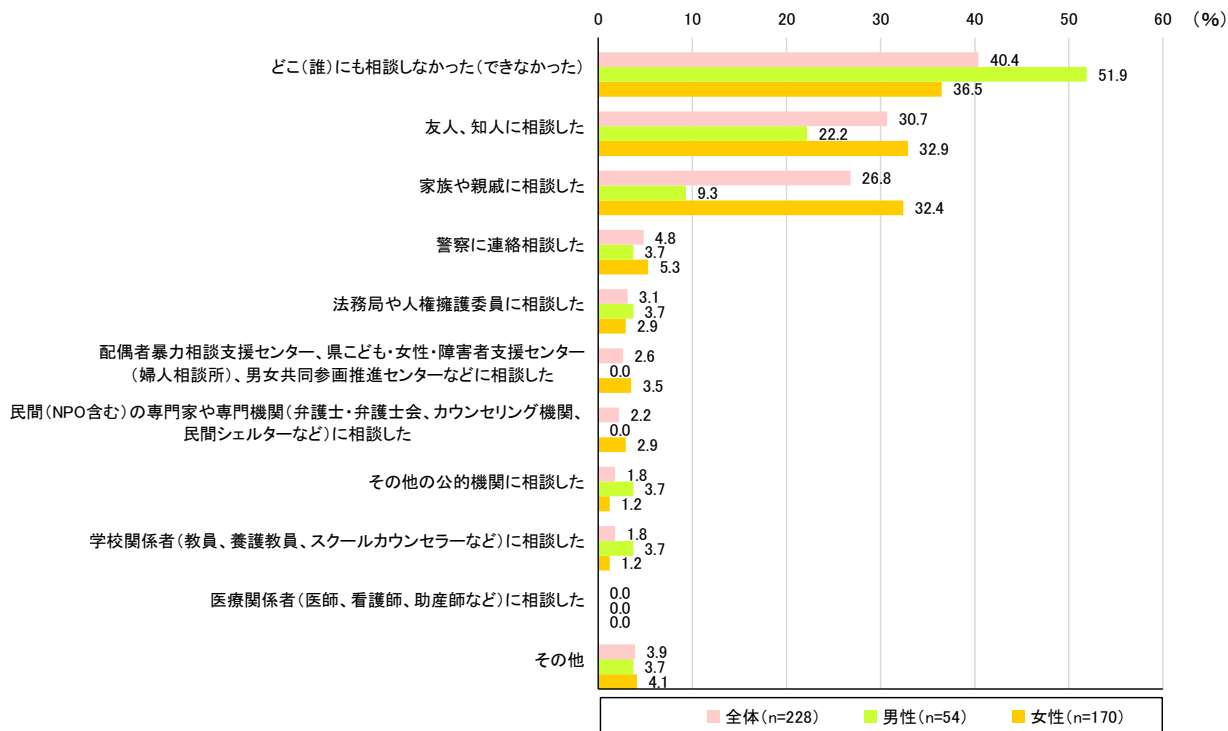
さらに、近年は国内各地で大きな災害が起り、災害時は多くの人々が避難生活を余儀なくされる状況となっています。令和4年の市男女共同参画アンケート調査では、防災・災害復興対策における男女共同参画について、必要だと思うことについてみると、「避難所の設備（男女別のトイレ、更衣室、授乳室の設置、性犯罪を含む防犯対策など）」が57.5%と最も高く、次いで「避難所の運営、方針決定などにおいて男女がともに参画し、被災者対応に男女両方の視点が入ること」が49.6%、「防災計画・復興対策計画、防災会議に男女がともに参画し、男女両方の視点が入ること」が47.1%となっています。

こうした調査結果を踏まえ、災害時における避難所の整備・運営等の対応や日頃の防災についても、男女共同参画の視点を反映していくことが重要です。そのため、本市においても防災分野への女性の参画を推進し、男女共同参画の視点を考慮した防災及び災害対策に取り組む必要があります。

※ マタニティ・ハラスメント

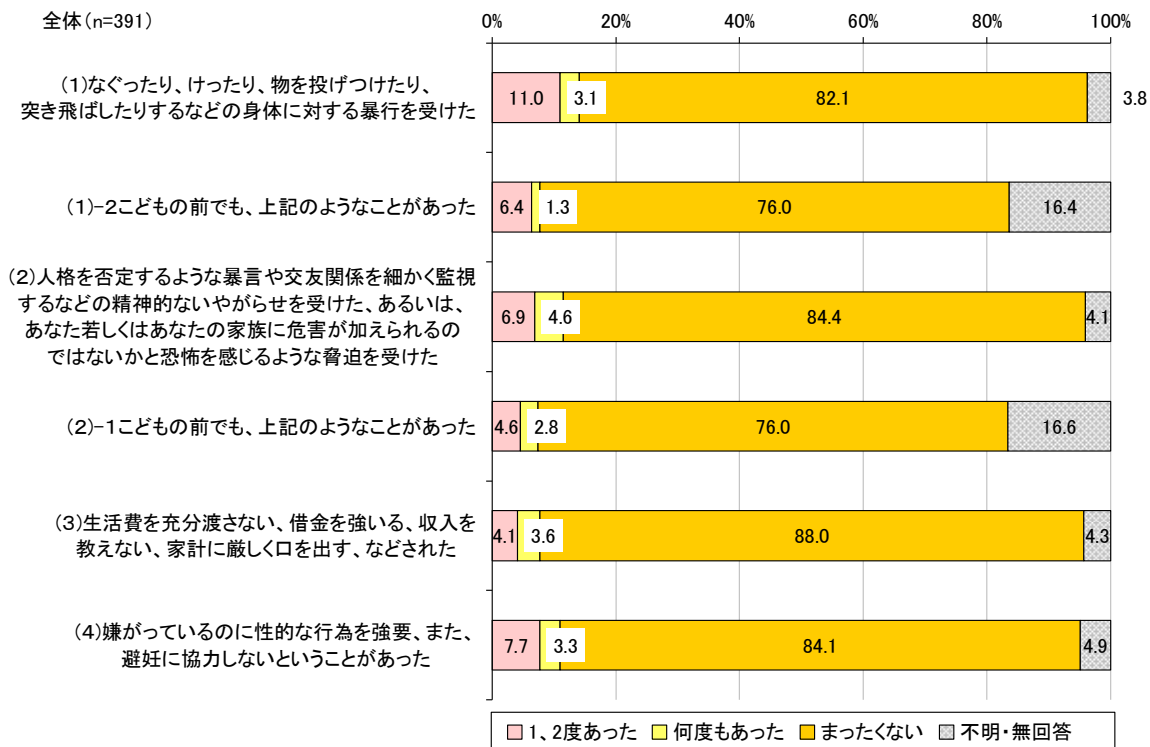
女性従業員が妊娠・出産・育児休業などを理由としていやがらせをされること。

●DV被害についての相談（長崎県）



【出典】長崎県「令和元年度男女共同参画社会に向けての県民意識調査」

●DV被害に関する経験等



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（令和4年）」

●防災・災害復興対策における男女共同参画について、必要だと思うこと（3つまで選択）

単位：%		方議に男女が入ることも	対策に男女両方の視点が入ること	対策本部に男女両方の視点が入ること	い難所の運営、方針決定などにお	避難所の授乳室の設置、性犯罪を	更む防犯対策など	避難所の設備（男女別のトイレ、	談体の悩みや問題を女性受け付ける	被災者である男性及び女性の高	と備蓄品について女性や乳幼児、高	年齢者、障がい者、妊産婦等への	サポーター体制）	災害時の救援医療体制（乳幼児、	高齢者、障がい者、妊産婦等への	その他	特に必要なことはない	不明・無回答
全体(n=391)		47.1	33.0	<b>49.6</b>	<b>57.5</b>	14.8	31.5	37.6	1.5	2.3	4.3							
性別	男性(n=157)	<b>54.8</b>	34.4	<b>52.2</b>	47.1	17.2	23.6	36.3	1.9	3.2	4.5							
	女性(n=228)	41.7	31.6	<b>48.2</b>	<b>64.9</b>	13.6	37.3	38.2	1.3	1.3	4.4							
年代別	20歳代(n=48)	<b>50.0</b>	31.3	41.7	<b>68.8</b>	14.6	45.8	16.7	4.2	0.0	2.1							
	30歳代(n=48)	43.8	31.3	<b>45.8</b>	<b>58.3</b>	12.5	22.9	<b>45.8</b>	2.1	2.1	4.2							
	40歳代(n=59)	45.8	35.6	<b>50.8</b>	<b>59.3</b>	8.5	40.7	39.0	0.0	3.4	1.7							
	50歳代(n=66)	<b>51.5</b>	27.3	48.5	<b>65.2</b>	18.2	28.8	42.4	1.5	3.0	0.0							
	60歳代(n=79)	48.1	38.0	<b>51.9</b>	<b>54.4</b>	15.2	24.1	39.2	1.3	2.5	6.3							
	70歳代(n=90)	43.3	33.3	<b>54.4</b>	<b>47.8</b>	17.8	30.0	37.8	1.1	2.2	8.9							

【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（令和4年）」

## 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

### (1) 配偶者等からの暴力（DV）防止対策の推進

#### ①配偶者等からの暴力防止に向けた啓発（こども未来課）

配偶者等からの暴力は犯罪も含む重大な人権侵害であるとの認識を周知徹底させるとともに、互いに相手を尊重する関係が築けるよう、DVを未然に防止するためのさまざまな機会を捉えた意識啓発に取り組みます。

#### ②相談体制の充実と相談窓口の周知（こども未来課）

被害者の支援として、配偶者暴力相談支援センターにおいて、国や県と連携したきめ細かな相談体制の充実を図ります。また、被害者の早期発見・早期対応につながるよう、配偶者暴力相談支援センターをはじめ、DV被害にあった場合の各種相談窓口を広報紙やホームページ等を活用し広く市民に周知します。

#### ③児童虐待防止対策の整備（こども未来課）

子どもの虐待やその背景にあるDVを早期に発見して安全を確保するとともに、子どもの心のケアを行い、健やかに成長できるよう、家庭児童相談員による支援を図ります。また、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」の周知を図ります。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
DV防止講演会等の開催回数（回／年）	0回*	1回	こども未来課
配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の受付件数（件／年）	17件	—	こども未来課
児童相談件数（件／年）	39件	—	こども未来課

\*令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により未開催。

### (2) ハラスメント防止対策の推進

#### ①企業・団体等へのハラスメント防止のための啓発（市民課）

ハラスメント等の防止について理解を促進するため、企業や団体等に対して啓発を進めるとともに、ハラスメント防止対策に関する情報提供を行います。

## ②市におけるハラスメント防止対策（人事課）

管理・監督職の職員をはじめ、非管理・監督職の職員にもハラスメント防止研修への参加を促し、知識の習得、対処等の理解を深め、ハラスメントの発生を未然に防止します。また、人事課内に設置している相談窓口について、職員への周知を図ります。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
ハラスメント防止研修会の開催回数(回/年)	1回	1回	人事課
ハラスメント相談窓口への相談件数(件/年)	0件	—	人事課

## 施策の方向性2

### 生涯にわたる健康支援

#### （1）ライフステージに応じた健康管理の支援

##### ①健康診査の推進（健康づくり課）

特定健康診査やがん検診等の受診体制を整え、男女が性差やライフステージに応じて自己の健康を適切に管理することを支援します。

##### ②心の健康の保持（福祉課）

市内中学校において、いのちの大切を改めて考える機会を提供し、心の健康に関する健康教育の機会を充実させます。

##### ③生涯にわたるスポーツ活動の推進（生涯学習課）

地域団体等と連携し、個々人のライフステージに応じた、適度なスポーツ活動を取り入れた健康の保持増進を推進します。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
特定健診受診率（％）	37.9%	60.0%	健康づくり課
女性のがん検診（乳がん・子宮がん）受診率（％）	12.1%	24.0%	健康づくり課
心の健康づくり講演会開催回数（回/年）	0回*	1回	福祉課
スポーツ教室参加者数（人/年）	170人	300人	生涯学習課
ひまわりウォーク参加者数（人/年）	—	100人	生涯学習課

\*令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により未開催。



## (2) 妊娠・出産に関する健康管理の支援

### ①妊産婦と乳幼児の健康管理の支援（こども未来課）

母子ともに安心・安全な出産を迎え、子どもが健やかに生まれ育つために、妊産婦と乳幼児に対して定期的な健康診査の受診を促進し、妊産婦と乳幼児の健康管理を支援します。特に産後の不安や体調不良等について、十分な支援を行うため、産後ケア事業を実施します。

### ②妊娠・出産、子育てに関わる相談体制の充実（こども未来課）

妊娠・出産、子育てに関わる悩みの相談に応じ、保健指導、不妊に関する相談や経済支援、子育てに関する指導・助言等を行います。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
乳幼児健康診査受診率（％）	96.0％	100.0％	こども未来課

## 施策の方向性3

### 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

## (1) ひとり親家庭への支援

### ①ひとり親家庭への支援の充実（こども未来課）

ひとり親家庭で困難を抱える人に対する相談体制の充実に努めます。

また、ひとり親家庭に対し、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援等を行います。

## (2) 高齢者や障がいのある人への支援

### ①相談体制の充実（福祉課）

各地区において民生・児童委員が地域で起こった諸問題の相談に応じたり、安否確認や見守りのための訪問活動を行ったりするとともに、関係機関との調整により解決を図ります。

また、8050問題<sup>※1</sup>やダブルケア<sup>※2</sup>など複合化・複雑化する課題に対応できるよう研修会等を実施していきます。

※1 8050問題

「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題のこと。

※2 ダブルケア

子育てと親や親族の介護を同時に担うこと。

## ②高齢者や障がいのある人が安心して暮らすための支援（福祉課）

高齢者や障がいのある人が安心して地域で暮らし続けられるよう成年後見制度<sup>※</sup>の利用促進等、権利擁護支援の充実を図ります。また、虐待防止相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、関係機関等の連携協力体制の整備を図ります。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
民生・児童委員年間相談支援件数	4,648件	6,000件	福祉課
成年後見制度相談・周知回数	351回	370回	福祉課

## 施策の方向性4

### 防災・復興における男女共同参画の推進

#### （1）男女共同参画の視点に立った地域防災の取り組み推進

##### ①防災における女性の参画推進（防災課）

地域防災の取り組みについては、男女共同参画の視点を取り入れることが重要であり、防災の政策・方針決定過程である市防災会議や災害の現場に出動する消防団への女性の参画を積極的に推進します。

##### ②避難所における配慮（防災課）

災害時における避難所において、女性及び配慮の必要な方に対し、安全性、利便性及びプライバシーの確保を図るなど、国のガイドラインに基づき、男女共同参画の視点を持って取り組みます。

##### ③災害時におけるこころのケア（市民課・こども未来課）

非常時においては、女性や子どもが虐待、DV、性暴力等の被害に遭うリスクが高まる傾向があるため、こころのケアに関する適切な相談窓口の情報発信や支援等に取り組みます。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
市防災会議の女性委員登用率（％）	5.0%	10.0%	防災課

※ 成年後見制度

認知症や知的障がいなどにより、判断能力が不十分と判断された人が、不利益を被らないよう支援する制度のこと。